

生駒市規則第14号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第6項中「第2項第3号」を「第3項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項第1号」を「第3項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第11条の4第3項第5号中「親」の次に「（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した

者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。別表第2において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(6) 第1号、第2号、第4号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第11条の4第2項を同条第3項とし、同条第1項中「に規定する」を「の深夜において常態として当該子を養育することができるものとして」に改め、同項第2号中「子」の次に「（条例第8条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第11条の5第2項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しない

まま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第8条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第11条の6中「及び第3項第3号から第5号まで並びに前条第2項第3号」を「、第2項及び第4項第3号から第6号まで並びに前条第2項第3号から第5号まで」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者（以下「要介護者」という。）」に、「第11条の4第3項第1号」を「第11条の4第4項第1号及び前条第2項第1号」に、「条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「同項第2号」を「第11条の4第4項第2号」に、「要介護者と職員の」を「要介護者と当該請求をした職員との」に、「前条第1項第1号中「ならない。この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項第1号中「子」とあるのは「要介護者」を「前条第1項第2号中「、条例第8条第2項」とあるのは「、それぞれ条例第8条第2項に規定する支障の有無」と、同項第3号中「条例第8条第2項又は第3項の」とあるのは「条例第8条第3項の」と、「条例第8条第2項又は第3項に」とあるのは「同項に」に改める。

第18条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間

(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を示して、任命権者に対し行わなければならない。

- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第18条に次の4項を加える。

- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を示して、任命権者に対し申し出なければならない。

- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第22条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

る。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第18条の次に次の2条を加える。

第18条の2 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等に係る介護休暇の単位は、市長の定めるところによる。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続したおおむね4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第18条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第22条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第25条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、

「期間」の次に「（当該指定期間が1週間未満である場合その他の市長が定める場合には、市長が定める期間）」を加える。

第27条第2項中「若しくは介護休暇」を「、介護休暇若しくは介護時間」に改め、同条第3項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

（生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第2条 生駒市職員の育児休業等に関する規則（平成4年4月生駒市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の3の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改め、同条第1号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に、「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改め、同条第2号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に、「親である配偶者（」を「親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（」に改める。

第3条中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第4条第1項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同条第2項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に改める。

第12条中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

様式第1号中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

様式第2号中「続柄」を「続柄等」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に、「第2条の2第2号」を「第2条の3第2号」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第4号及び様式第5号中「続柄」を「続柄等」に改める。

(生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和47年12月生駒市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の次に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。
(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中第13号を第14号とし、同項第12号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 勤務時間等条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第5条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年11月生駒市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第9中

「派遣職員の派遣の期間」

を

派遣職員の派遣の期間

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）第11条に規定する介護休暇の期間

に改め、勤務時間等条例第

1 1条に規定する介護休暇の期間の項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定）

第2条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（平成29年3月生駒市条例第11号。以下「平成29年改正条例」という。）

附則第2項に規定する職員の申出は、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）第15条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を示して、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成29年改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

3 平成29年改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を示して、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年4月1日から第1項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第22条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（経過措置）

第3条 第3条の規定による改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第5号の規定は、平成29年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害について、なお従前の例による。

第4条 第5条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第9の規定は、平成29年4月1日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。